

議 事 録

会 議 名	令和7年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和7年12月25日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員            会長：8番 中村 基寛            委員：1番 大久保泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄            4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜            7番 相田 孝</p> <p style="text-align: right;">計8名</p>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：広田智之 主査：岸大吾 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	<p>日程 第1 農地法第4条（知事）            日程 第2 農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）            日程 第3 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）            日程 第4 農地法第3条の3（相続等による権利移動）            日程 第5 農地法第4条（届出）            日程 第6 農地法第5条（届出）</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和7年 第12回定例総会を開会いたします。            欠席委員は、いません。            出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、2番と4番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号94号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号94号を朗読）            （説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある市街化調整区域内農地1筆で、転用事業の内容は貸駐車場です。町内に営業所を持ち近隣で事業を営むロジスティクス企業から当該申請地を貸してほしいと要望があり、申請者が申請地を自ら転用するものです。申請者は、転用工事を実施する資力等があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6番：12月17日と事務局職員と現地調査をしました。現地は寒川駅から300m以内にあり、転用については問題ないと思います。</p> <p>会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。            （委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号94号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。            （全員挙手）</p> <p>事務局長：総員挙手</p>		

	<p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号94号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第2及び3、農用地利用集積等促進計画の公告について、借り手が同一人のため、議案番号95号から101号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号95号から101号を朗読）  （説明）当該地は一之宮地区にある農用地区域内の農地1筆と調整区域内の農地3筆、大曲地区にある農用地区域内の農地3筆で現況はいずれも田です。利用権設定をしていた土地の更新案件で、期間については、議案番号96の3筆は3年間、そのほかの筆は5年間です。借受人は実績があり、トラクター、田植機、コンバイン、バインダー、乾燥機、トラックなどを保有しております。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である私から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。</p> <p>会 長：12月17日に事務局職員と現地調査をしてきました。更新することについては問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。  （委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号95号から101号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。  （全員挙手）</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号95号から101号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号85号の1件、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号86号の1件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号87号から89号の3件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり3件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。  （委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。  最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。  （特になし）</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和7年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和7年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子 イツ子 議事録署名人 五島 修一

本議事録は、令和8年1月26日、承認・署名を得て確定しました。